

GMOコインサービスの重要事項説明書

お客様は、GMOコインサービスを利用する上で、本説明書のほか、当社の約款、取引ルール等（GMOコインサービス基本約款のほか、個別のサービスに関して定める約款、説明書、取引ルール等を含みます。）に拘束されますので、あらかじめよくお読みいただき、ご理解、ご同意の上で取引を行ってください。なお、個別のサービスに関する約款等において、本説明書の記載と異なる内容が定められている場合は、当該個別のサービスについては、当該個別のサービスに関する約款等に従うものとします。

GMOコインサービスにおける取引は、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生じることがあります。また、レバレッジ取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

1. 暗号資産と本邦通貨又は外国通貨との相違

当社が取り扱う暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。

当社が取り扱う暗号資産は、特定の者によりその価値を保証されているわけではありません。

2. 暗号資産の概要

物品の購入・売却や借受またはサービスの提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用できます。なお、暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。

3. 当社の概要

商号：GMOコイン株式会社

住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

事業内容：暗号資産交換業

（1）暗号資産交換業

暗号資産交換業者（登録番号：関東財務局長 第00006号）

（2）暗号資産関連店頭デリバティブ取引業

第一種金融商品取引業（登録番号：関東財務局長（金商）第3188号）

4. GMOコインサービスのご利用に伴うリスク

当社が取り扱う暗号資産は、特定の者によりその価値を保証されているわけではないため、相場の変動によってその価値が減少し、損失が生ずるおそれがあります。

暗号資産は、電子機器その他の物に電子的方法により記録される財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転するものです。したがって、サイバー攻撃により暗号資産が消失し、又はその価値が減少するおそれがあります。過去には、ハッキングにより外国の取引所から約12万BTCのビットコインが流出した事例があります。また、システム障害等により、お客様が意図した取引が成立しないリスクがあります。

市場における注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、お客様が意図した取引が成立しないリスクがあります。

ビットコイン等のブロックチェーン技術を利用した暗号資産は、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引の確定までに時間を要することがあり、また、取引が遡って無効になるリスクがあります。

ハードフォーク（暗号資産の仕様変更のうち、前後で互換性がないものをいいます。）により暗号資産が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合には、大幅に価値が下落し、又は取引が遡って無効になるリスクがあります。

悪意ある者が全てのマイナー（暗号資産の取引を認証する者をいいます。）の計算能力の51%以上を有した場合には、不正な取引が意図的に配信されるリスクがあります。

システムメンテナンス等の実施中は、お客様からの注文を受け付けられない場合があります。

当社は、お客様から預かった法定通貨及び暗号資産を、当社の固有財産と区分し、分別管理していますが、お客様が優先弁済権を有しているわけではありません。したがって、当社が破綻等した場合には破産財団に組込まれ、お客様から預かった法定通貨及び暗号資産の全部又は一部が、お客様に返還されない可能性が

あります。

将来的な法制度や税制又は政策の変更等により、暗号資産の取引の制限又は税の適用関係の変更等がなされ、現状の各種取扱いが変更となるリスクがあります。

5. お客様の資産の分別管理の方法

当社は、資金決済法及び金融商品取引法に基づき、お客様の財産を保護するため、お客様が預託した金銭・暗号資産を分別管理する義務を負っております。当社は、かかる分別管理業務に必要な設備を設け、当該設備を運用するために十分な人員を確保の上、以下の方法により、お客様の資産を、当社自らの財産と分別管理しております。

(1) 金銭

当社は、お客様の金銭を、日証金信託銀行（東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号）に信託する方法により自己の金銭と分別して管理しています。

(2) 暗号資産

当社は、自らお客様の暗号資産（以下「受託暗号資産」といいます。）を管理していますが、受託暗号資産と自己の固有財産である暗号資産とを明確に区分し、かつ、受託暗号資産については、どのお客様の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で分別管理しています。

また、当社では、お客様の利便の確保及び当社の暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして暗号資産交換業者に関する内閣府令第27条第2項で定める要件に該当するもの（以下「対象受託暗号資産」といいます。）を除いた受託暗号資産については、常時インターネットから隔離された「コールドウォレット」にて保管しております。さらに、コールドウォレットからホットウォレットに暗号資産を移動する際には複数部署の承認が必要な体制となっているため、複数名によって厳重に監視された状態でのみ、コールドウォレットからの暗号資産の移動が可能となっております。

加えて、暗号資産の移転の際に複数の秘密鍵を必要とする「マルチシグ（マルチシグネチャ）」についても、当社のセキュリティ基準を満たす各暗号資産に導入しており、秘密鍵をセキュリティ構成の異なる複数の場所に保管することで、流出リスクの低減を図っております。また、暗号資産の移転の運用方法については、社内規程に基準を設けており、意図しない移転が生じないよう厳格な社内管理体制を敷いております。

6. 履行保証暗号資産の分別管理の方法

当社は、対象受託暗号資産と同種同量の自己の暗号資産（以下「履行保証暗号資産」といいます。）を、受託暗号資産及び履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で自己で管理するとともに、常時インターネットから隔離された「コールドウォレット」にて保管しております。

7. お客様からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

当社は、次の窓口において、お客様の苦情又は相談を受け付けています。

GMOコイン株式会社「お客様相談窓口」

所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

連絡先：050-3205-0808

8. 当社の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(1) 暗号資産交換業

当社は、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、お客様相談窓口を運用する業務部を設置し、適宜、業務部が他部署と連携することができる体制を整備するとともに、社内規則として「苦情処理規程」を整備しています。

また、当社に関する苦情は、以下の窓口にお申し出頂くこともできます。

一般社団法人 日本暗号資産取引業協会「苦情相談・お問い合わせ」

所在地：東京都千代田区一番町18番地

連絡先：03-3222-1061

また、お客様と当社の間で生じた紛争については、以下の弁護士会の紛争解決手続を利用することができます。

東京弁護士会「東京弁護士会紛争解決センター」

所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

連絡先：03-3581-0031

第一東京弁護士会「第一東京弁護士会仲裁センター」

所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

連絡先：03-3595-8588

第二東京弁護士会「第二東京弁護士会仲裁センター」

所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

連絡先：03-3581-2249

(2) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引業（第一種金融商品取引業）

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」（FINMACは、公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）を利用することができます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二証券会館

連絡先：0120-645-005

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

9. 解約時の取扱い

口座の解約をご希望されるお客様は、当社のお客様相談窓口にお問い合わせください。解約手数料はかかりません。

10. 本サービスに関する金銭及び暗号資産の預託の方法

本サービスに関しお客様が当社に預託する金銭は、当社が指定する金融機関の口座にお振り込みください。本サービスに関しお客様が当社に預託する暗号資産は、当社が指定するアドレスに送付してください。

1 1. 本サービスに関する金銭及び暗号資産の状況を確認する方法

本サービスに関する金銭及び暗号資産の状況は、当社ウェブサイト又はお客様ごとの取引画面においてご確認ください。

1 2. セキュリティに関する事項

当社は、セキュリティを確保するため、お客様にパスワードを発行するほか、2段階認証を導入しています。パスワードは、お客様において、適宜ご変更のうえ、厳重に管理してください。

1 3. 差金決済取引

当社が行う店頭暗号資産証拠金取引は、金融商品取引法で求められている措置を講じております。

1 4. 手数料

手数料の詳細は、約款等をご確認ください。

1 5. クーリング・オフ

本サービスの性格上、お客様は、注文執行後において契約を解除（クーリング・オフ）することはできません。

1 6. 租税の概要

お客様が暗号資産を売買された場合、税制が適用され、暗号資産売却益に対する課税が発生します。そのため、雑所得として総合課税の対象となりますため、確定申告をする必要があります。詳しくは税理士等の専門家にお問合せください。

1 7. 外為法の適用について

「外国為替及び外国貿易法」（外為法）の規定に基づき、日本と外国、または、日本居住者と非居住者との間で、暗号資産を日本円に換算して3000万円相当額を超える支払いまたは支払いの受領をした場合には、財務大臣への報告が必要となります。報告義務を怠ったり、虚偽の報告をした場合は、刑事罰を受ける可能性もあるので、ご注意ください。

18. 加入している認定資金決済事業者協会

(2020年4月30日まで)

一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会

(2020年5月1日から)

一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

以上